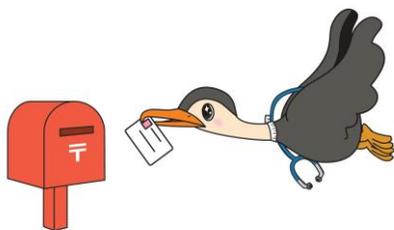


～協会けんぽの任意継続について～

協会けんぽには、退職後の健康保険として、「任意継続」があります。他にも、退職後に加入する健康保険には、「国民健康保険」や「ご家族の健康保険（被扶養者）」などがあります。保険料などを比べて、加入先を選んでください。



【退職後の健康保険の手続き先】

- ◆協会けんぽの任意継続→お住まいの都道府県の協会けんぽ支部
- ◆国民健康保険→お住まいの市町村の国民健康保険担当課
- ◆ご家族の健康保険（被扶養者）→ご家族の勤務先

！退職日の次の日から会社の保険証は使えません！
家族の分も含めて会社へ返却してください。

協会けんぽの任意継続

【手続き先】

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

【加入条件】

- ・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- ・退職日の翌日から20日以内に手続きすること

【加入期間】

最長2年

【保険料】

在職中の2倍程度（上限あり）

【手続き方法】

①「任意継続被保険者資格取得申出書」を協会けんぽホームページから印刷してください。

②退職日の翌日から20日以内（必着）に、
○「任意継続被保険者資格取得申出書」
○被扶養者となる方の収入を証明する書類（※）
をお住まいの都道府県の協会けんぽ支部に郵送してください。
（※）16歳未満の方を除く。他に住民票などの書類が必要な場合もあります。

（※）被扶養者は原則、国内居住者です。

③手続きが完了すると、ご自宅に保険証と納付書が届きます。
保険料を期限までに振り込んでください。